

土地区画整理事業区域内における「建築行為等の許可申請」要項

(土地区画整理法第76条)

1. 提出書類、添付書類をファイル A4 版に綴って、件名を表示して、件名・連絡先を表示して、**正副本各一部**を作成し提出すること。
2. 土地区画整理事業区域内における「建築行為等の許可」を受けてから、建築確認申請を行うこと。なお、許可されたから即建築確認が得られるとは限りません。
3. 当該建築の工事着手にあたっては、事前に担当係員による建築やり方確認を受けること。この場合、確認希望日の2～3日前までに連絡すること。
4. 提出書類
 - ①建築行為等許可申請書
 - ②委任状(代理人が申請する場合添付する。)
 - ③誓約書及び行為地(申請地)の現況写真(隣接地の境界がわかるように撮影する。)
 - ④自己所有地以外の場合は、申請に係る行為の土地所有者(管理者)の承諾を証する書類(使用する印鑑は、登録されたもので、印鑑登録証明書を添付する。)
 - ⑤土地登記簿謄本を添付すること。
 - ⑥地区計画の届け出(写し)
 - ⑦その他市長が必要と認める書類
5. 添付図面
 - ①付近見取図(方位、道路、行為地について目標となる地物を明示する。)
 - ②配置図(縮尺、方位並びに行為地の境界地及び行為地における建築物等の位置を明示する。)※配置図は縮尺500分の1以上で作成すること。
 - ③平面図、立面図、断面図、及び基礎伏図(縮尺並びに建築物等の規模及び構造物を明示する。)
 - ④形質変更の土地平面図及び土地の縦・横断面図(縮尺及び行為前後の土地の形状を明示する。)
 - ⑤その他市長が必要と認める図書

以上

浦添市役所 都市建設部 区画整理課
電 話 098-876-1234
(内4212, 4213)